

国民スポーツ大会の参加資格について【成年種別】

1. 新潟県から出場するには下記の3つのいずれかの条件で出場できる。

(1) 居住地を示す現住所

当該大会開催年4月30日以前から住所を有し、しかも日常生活をしている所を示す。大会参加時まで引き続きこの2つの条件を満たしていること。

※「住所を有し」とは、新潟県に住民に関する届け（住民票）等あることをいう。

※「大会参加時」とは本大会終了時を指す。

(2) 勤務地

当該大会開催年4月30日以前から大会参加時まで、引き続き雇用者と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。（住民票の有無は問わない）

(3) ふるさと

所定方法により「ふるさと」を登録しなければならない。（参加する年ごとに申請をする）

2. 「ふるさと選手制度」の手続きについて

(1) 新潟県内の小学校、中学校及び高等学校を卒業した後、県外在住者のなかで、大学生及び社会人が新潟県代表として国民スポーツ大会に参加するためには、「ふるさと選手制度」の手続き（登録又は申請）が事前に必要となる。

※卒業校の所在地の都道府県のみが対象。（卒業していない場合は対象外）

(2) 一度新潟県に登録すれば、他の県を「ふるさと」登録することはできない。

※ふるさと登録は、卒業小学校、中学校及び高等学校の所在地のいずれか1都道府県のみので、1度登録した都道府県は変更できない。

(3) 原則として、ふるさと制度の活用は1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回まで。

(4) 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年の手続きが必要になる。

(5) 県内選考会へのエントリー時より、登録又は申請が必要になる。

3. 手続きの書類について（記入例：3ページ、4ページ）

(1) 様式1-A…ふるさと登録届（新規登録）

「ふるさと選手制度」を初めて活用する場合は、ふるさと登録届（様式1-A）を新潟県ソフトテニス連盟に提出しなければならない。

(2) 様式1-B…ふるさと選手制度使用申請届（継続使用）

一度、様式1-Aにより登録した「ふるさと選手」が、連続して国スポに出場する場合は、ふるさと選手制度使用申請届（様式1-B）を新潟県ソフトテニス連盟に提出しなければならない。

なお、「ふるさと選手制度」を利用する年ごとに申請が必要となる。

※書類作成にあたっては、正確に記入・確認のうえ必ず押印して提出すること。

4. ふるさと選手制度の事例

①-1…1 回目活用の1年目 ①-2…1 回目活用の2年目

②-1…2 回目活用の1年目 ②-2…2 回目活用の2年目

	72 回大会	73 回大会	74 回大会	75 回大会	76 回大会
A選手	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	新潟県 ふるさと活用 ①-1	新潟県 ふるさと活用 ①-2	新潟県 ふるさと活用 ①-3
B選手	秋田県 (居住地)	新潟県 ふるさと活用 ①-1	新潟県 ふるさと活用 ①-2	秋田県 (勤務地) ※ふるさと解除	新潟県 ふるさと活用 ②-1
C選手	埼玉県 (居住地)	新潟県 ふるさと活用 ①-1	東京都 新卒業者 (勤務地)	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)
D選手	新潟県 ふるさと活用 ①-1	—	新潟県 ふるさと活用 ①-2	新潟県 ふるさと活用 ①-3	新潟県 ふるさと活用 ①-4
E選手	新潟県 ふるさと活用 ①-1	—	新潟県 ふるさと活用 ①-2	千葉県 (勤務地) ※ふるさと解除	新潟県 ふるさと活用 ②-1
F選手	新潟県 ふるさと活用 ①-1	—	—	新潟県 (勤務地)	新潟県 ふるさと活用 ②-1
G選手	新潟県 ふるさと活用 ①-1	—	—	新潟県 ふるさと活用 ②-1	新潟県 ふるさと活用 ②-2

[C 選手の事例]

原則2年以上連続して活用しなければならないが、「新卒業者・結婚又は離婚の例外的用」はふるさと選手制度の「2年以上連続して活用」より優先して適用される。

[D・E 選手の事例]

1 回目活用の2年目（事例73回）に不参加だった場合、その次回大会（事例74回）で活用すれば1回目の継続活用となる。ただし、74回大会はふるさとのみ選択可能で居住地・勤務地を選択することはできない。

[F・G 選手の事例]

ふるさと活用後に連続して2大会以上不参加となった場合、1回目の活用は終了となる。

[B・E 選手の事例]

ふるさとを2大会以上活用し、翌75回大会時に勤務地で参加する場合には75回参加申込時はふるさとを解除する必要がある。（特に申請は必要ないが、75回大会では新潟県のふるさと登録をしない）

ふるさと登録届

公益財団法人新潟県スポーツ協会 会長 殿
新潟県ソフトテニス連盟 会長 殿

県選考会申込み日と同じ

届け出日: 令和〇年〇月〇日

(ふりがな) にいがた たろう
当該競技者名 新潟 太郎 (新)
「性別」 ①.男 2.女 *いずれかに○印を付けること。
「生年月日」 200X年 5月 1日

西暦表記

国民スポーツ大会ふるさと選手制度により私の「ふるさと」を【新潟県】として、次の通りお届けします。
 なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、下記留意事項を遵守致します。

1. 参加競技名(種別及び種目名を含む)

ソフトテニス	競技	成年男子	種別		種目
--------	----	------	----	--	----

2. 現住所

(ふりがな) 〇〇けん△△△し□□□□123	電話番号
〒〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
※現在住んでいる住所を記入	所属元(勤務先、所属大学、学年) 〇〇大学〇年

3. 連絡先

(ふりがな) にいがたけん〇〇し△△△456	電話番号
〒	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
※社会人選手の場合は同上	携帯電話番号
※大学生については実家住所	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

4. 「ふるさと」に関する確認事項

(1) ふるさと登録の利用

利用回数
① 初回
2. 2回目

* 1. 又は2. のいずれかに○印

ふるさと登録が初めての
 場合は初回、登録後
 「ふるさと選手」とし
 ての出場が途切れた場
 合が2回目

(2) 前回大会出場の所属都道府県名

〇〇 回	新潟 都道府県
------	---------

* 前回大会(予選会を含む)に出場の所属都道府県名を記載

(3) 卒業した学校名

(ふりがな) にいがたけんけんりつ〇〇〇こうこう	卒業年月日
※卒業した小学校、中学校、高等学校名	令和 〇 年 3 月 卒業

* 〇〇高校、〇〇中学校又は〇〇小学校など学校名を明確に記載すること。

(4) 卒業した学校の所在地

(ふりがな) にいがたけん△△△し□□□□789	電話番号
〒〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
※新潟県の小学校、中学校、高等学校を卒業した者のみふるさと登録できる	

* 都道府県名から記載すること。

ふるさと選手制度使用に係る留意事項

- 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
 なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

第 78 回大会 (本大会・冬季) ふるさと選手制度使用申請届

公益財団法人新潟県スポーツ協会 殿
新潟県ソフトテニス連盟 会長 殿

県選考会申込み日と同じ

届け出日: 令和〇年〇月〇日

氏名フリガナ	ニイガタ タロウ
氏名	新潟 太郎 (新)
[性別]	1. 男 2. 女 *いずれかに○印を付けること。
[生年月日]	200X年5月1日

西暦表記

標記大会について、国民スポーツ大会ふるさと選手制度により下記内容の通り、使用申請致します。
 なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、下記留意事項を遵守致します。

1. 参加競技名(種別及び種目名を含む)

ソフトテニス	競技	成年男子	種別	種目
--------	----	------	----	----

2. 「ふるさと選手制度」使用に関する確認事項

ふるさと登録が初めての場合は初回、登録後「ふるさと選手」としての出場が途切れた場合が2回目。大学1年で初めてふるさと登録をした場合大学3年生なら3年連続となる。

利用状況(今回の使用を含む)	前回出場大会の所属都道府県名	
1. 初回 (3) 年連続	〇〇回	新潟 都・道・府 (県)
2. 2回目 () 年連続		

* 利用状況については、1. 又は2. のいずれかに○印の上、連続年数を記載すること。
 * 前回大会(予選会を含む)に出場の所属都道府県名を記載すること。

3. 現住所(登録した現住所に変更のない場合は記入不要)

フリガナ	電話番号
〒 -	

4. 連絡先(登録した連絡先に変更のない場合は記入不要)

フリガナ	電話番号
〒 -	
	携帯電話番号

ふるさと選手制度使用に係る留意事項

- 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。